

非正規雇用労働者の待遇を改善しましょう！

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、働き方改革が最大のチャレンジとされ、非正規雇用労働者の待遇改善についても、重要課題として位置づけられました。

非正規雇用は、正規雇用と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった課題があります。多様で柔軟な働き方の選択を広げ、誰もが活躍できる社会を創っていくために、非正規雇用労働者の待遇改善に取り組みましょう。

I 三重県最低賃金が平成28年10月1日から時間額795円に改定されました

必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も

非正規雇用労働者の待遇改善への取組

賃金の引上げ

以下の助成金等を活用し、非正規雇用労働者の待遇を改善しましょう！

業務改善助成金

賃金の引上げを行うことを目指し、労働能率の増進に資する設備投資等を行う中小企業事業者に対し、その費用の一部が助成されるもの

キャリアアップ助成金（処遇改善コース）

有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定し、昇給させた場合等に助成されるもの

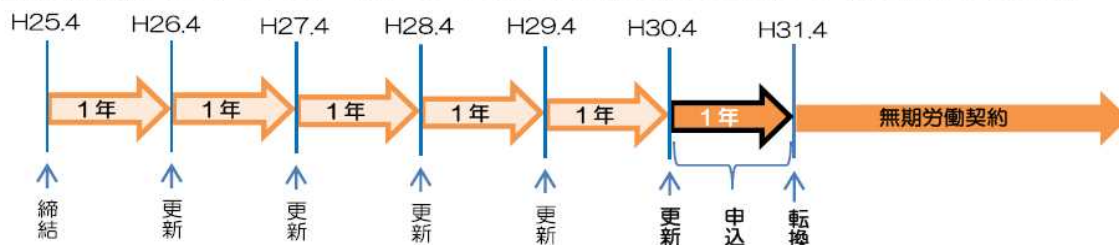
なお、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、「三重県最低賃金総合相談支援センター」が設置され、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等を行っていますのでお気軽にご相談ください。

II ご存じですか？「無期転換ルール」～有期契約労働者等の正社員転換等を進めましょう～

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込により、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールです。（労働契約法第18条：H25.4.1施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の例】

※通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約が対象です。



非正規雇用労働者の待遇改善への取組

多様な正社員等への転換

以下の助成金等を活用し、非正規雇用労働者の待遇を改善しましょう！

キャリアアップ助成金（正社員化コース）

有期契約労働者等の待遇改善を目的として助成されるもの



Ⅲ 業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

支給対象者 全国 47 都道府県に事業場を設置しており、事業場内最低賃金が 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象となります。※引き上げる賃金額により、支給対象者が異なりますのでご注意ください。
（過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場も、助成対象となります（平成 28 年 8 月改正））。

支給の要件

- 賃金引上計画を策定すること 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、一定額以上引き上げる（就業規則等にも規定）
- 引上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に資する機器・設備などの導入計画をたて導入し、業務改善を行い、その費用を支払うこと（対象外：(1) 単なる経費削減のための経費、(2) 職場環境を改善するための経費、(3) 社会通念上当然に必要な経費は除きます。）
※対象となる機器・設備などの例：
 - POS レジシステム導入による在庫管理の短縮
 - リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
 - 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
 - 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 など
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など

助成額 申請コースごとに定める引上げ額以上に事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します（千円未満端数切り捨て）。

なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、助成の上限額が定められていますので、ご注意ください。※引上げ額選択コースは、平成 28 年度第二次補正予算等に基づく措置で新設されました。

	申請コース区分	助成対象事業場	引上げ額	助成率	助成の上限額
現行コース	60 円コース	事業場内最低賃金が 1,000 円未満の事業場	60 円以上	1 / 2（常時使用する労働者が企業全体で 30 人以下の事業場は 3 / 4）	100 万円
引上げ額選択コース	30 円コース	事業場内最低賃金が 750 円未満の事業場	30 円以上	7 / 10（常時使用する労働者が企業全体で 30 人以下の事業場は 3 / 4）	50 万円
	40 円コース	事業場内最低賃金が 800 円未満の事業場	40 円以上		70 万円
	90 円コース	事業場内最低賃金が 800 円以上 1,000 円未満の事業場	90 円以上	※別途定める生産性要件を満たした場合は、3 / 4（常時使用する労働者が企業全体で 30 人以下の場合は 4 / 5）	150 万円
	120 円コース		120 円以上		200 万円

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者 1 人当たりの付加価値をいいます。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(注意) 交付申請書を提出する前に設備投資等や事業場内最低賃金の引上げを実施した場合は、対象となりません。設備投資等は、交付決定通知後に行う必要があります。

Ⅳ キャリアアップ助成金（処遇改善コース）のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

現行制度

() は中小企業以外の額です。

賃金規定等改定（処遇改善コース）

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合

- すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が
1人～3人：10万円（7.5万円） 4人～6人：20万円（15万円）
7人～10人：30万円（20万円） 11人～100人：1人当たり3万円（2万円）
- 一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が
1人～3人：5万円（3.5万円） 4人～6人：10万円（7.5万円）
7人～10人：15万円（10万円） 11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算

賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます

中小企業に対する加算措置の創設

- 中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合

拡充

上記現行制度の助成額に

- 1人当たり 14,250円（※18,000円）を加算（すべての賃金規定等改定の場合）
- 1人当たり 7,600円（※9,600円）を加算（一部の賃金規定等改定の場合）

※ 申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。
ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、
伸び率が一定水準を超えている場合は18,000円（9,600円）を加算額として支給します。

() は一部の賃金規定等改定の額です。

- 平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。

より利用しやすいように支給要件を緩和（平成28年8月5日～）

- キャリアアップ計画書の提出期限の緩和（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）
「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
- 賃金規定等の運用期間の緩和
「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となります。
- 最低賃金との関係に係る要件緩和
「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと」に変更しました。

V キャリアアップ助成金（正社員化コース）のご案内

助成内容	助成額（ ）は中小企業以外の額
正社員化コース 有期契約労働者等を ・正規雇用労働者 ・多様な正社員等に転換 または ・直接雇用した場合	①有期→正規：1人当たり60万円（45万円） ②有期→無期：1人当たり30万円（22.5万円） ③無期→正規：1人当たり30万円（22.5万円） ④有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）：1人当たり40万円（30万円） ⑤無期→多様な正社員 ：1人当たり10万円（7.5万円） ⑥多様な正社員→正規 ：1人当たり20万円（15万円） ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円（中小企業以外も同額）加算 ④⑤1人当たり15万円（中小企業以外も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円（中小企業以外も同額）加算 ②～⑤5万円（中小企業以外も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ④⑤1事業所当たり10万円（7.5万円）加算



キャリアアップ助成金を利用した事業主の声

【事例1：正社員化コース】～正社員登用でモチベーション向上～

正社員転換を導入したことにより、有期労働者の仕事に対する意欲が向上し、高度な仕事に取り組む姿勢が感じられる、また、以前よりも離職者も減少しており、正社員登用の制度整備により、従業員のモチベーションが向上している。

【事例2：正社員化コース】～派遣労働者の直接雇用により多様な業務に対応～

正社員への直接雇用制度を導入したことにより、派遣労働者の能力向上への意欲が上がり、事業所内での技術の継承が行いやすくなった。また、直接雇用を図ることで、外部研修を受けさせることが可能になり、多様な業務に対応できるようになった。

【事例3：正社員化コース】～多様な正社員制度導入で職員が積極的に～

短時間正社員制度の実施により、パート職員のモチベーションが上がり、業務の取組姿勢が変わった。また、自ら制度に応募し、キャリアアップを希望するパート職員も現れ積極的になった。

問合せ先

【最低賃金について】	三重労働局労働基準部賃金室	TEL 059-226-2108
【無期転換ルールについて】	三重労働局雇用環境・均等室	TEL 059-226-2110
【業務改善助成金について】	三重労働局雇用環境・均等室	TEL 059-261-2978
	最低賃金総合相談支援センター*	TEL 0120-331-266

（※業務改善計画等に関する相談、問い合わせ）

【キャリアアップ助成金について】 三重労働局職業安定部職業対策課 TEL 059-226-2111